

『衆議院議員総選挙与最高裁判所 裁判官国民審査』のお知らせ

投票日

令和6年10月27日
(日曜日)

午前7時から
午後8時まで

投票できる人

- 次の4つの要件を満たしている人が投票できます。
- ①日本国民であること。
 - ②平成18年10月28日以前に生まれ、令和6年7月14日以前に一宮町に転入届を出されてから、引き続き3ヶ月以上住所を有する方。
 - ③公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。



投票所

第1投票所

一宮小学校体育館

- 1区・2区・3区・4区・5区
6区・7区・8区・9区・10区
宮原にお住まいの方。

第2投票所

東浪見コミュニティセンター

- 網田・釣・枇杷畑・権現前・大
新郷及び住・矢畑・稲荷塚・原・
新浜地区にお住まいの方。

第3投票所

一宮町保健センター

- 16区・17区・18区・19区・20区
11区・12区・13区・14区・15区
一宮町・新地・海岸及び住まが
一宮町にお住まいの方。

第4投票所

一宮町GSSセンター

- 8区・9区・10区・11区・12区
9区及び10区にお住まいの方。

期日前投票 及び不在者投票

投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は不在者投票がご利用できます。

(1) 期間
令和6年10月16日(水)から
10月26日(土)まで

(2) 時間
午前8時30分から
午後8時まで

(3) 場所
一宮町中央公民館 大会議室

※投票所入場券は10月15日以降に発送しますのでお手元に届いていない場合は、受付にお伝えください。

※新しくこのサービスを利用は希望日の前日午後3時までに予約センターにお申込みください。

運行日は月・金曜日(祝日を除く)の午前8時45分から午後4時30分までです。利用には登録が必要です。登録されていない方は福祉健康課に申請してください。

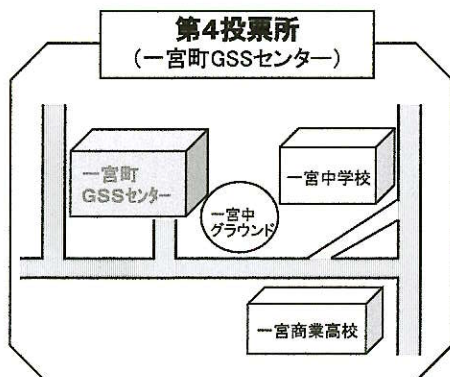
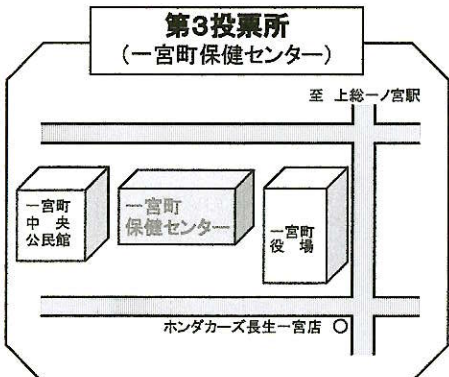
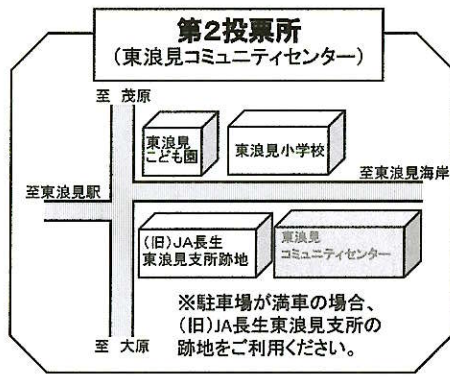
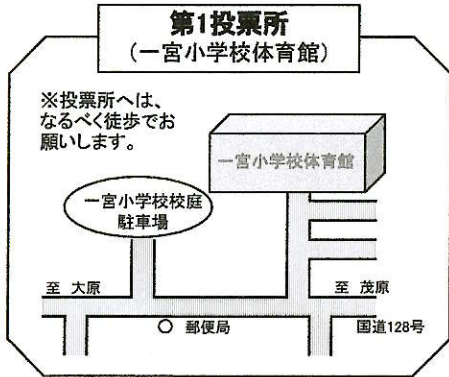
投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は不在者投票がご利用できます。

(1) 期間
令和6年10月16日(水)から
10月26日(土)まで

(2) 時間
午前8時30分から
午後8時まで

(3) 場所
一宮町中央公民館 大会議室

投票日当日の投票所は次のとおりです。



棄権せず**に必ず投票**しましょう。
「今日だよね 声をかけ合う 投票日」

白ばら

一宮町選挙管理委員会
一宮町明るい選挙推進協議会
事務局：一宮町役場総務課
電話：42-2112

町村に滞在中で投票日までには、一宮町に帰れない方でも最寄りの選挙管理委員会です。不在者投票ができます。

この場合、お郵送の日数がかかりますので、お早めにお問合わせください。

③ 滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などで他の市町村に滞在中で投票日までには、一宮町に帰れない方でも最寄りの選挙管理委員会です。不在者投票ができます。

※②の1及び2の制度は、全て郵便で処理するため、選挙開票の申請では間に合わない場合もあります。年間を通していつでも申請できますので、お気軽にお問い合わせください。

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 上肢または視覚の障害が1級の方
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの方

② 郵便による不在者投票 における代理記載制度

第1表の①②の条件に加え、第2表に掲げる条件にも該当する場合は、この制度が利用できます。

対象者	条件
③ 介護保険被保険者の方	○ 区分が要介護5の方
④ 除者証をお持ちの方	○ 区分が要介護5の方

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 両下肢、片下肢または移動機能障害が2級の方 ○ 心臓じん臓呼吸器はしかの障害が1級から3級の方 ○ 発達の障害が1級から3級の障害の方
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 両下肢または片下肢の障害が特別項症から第2項症の方 ○ 内臓の障害が1級または特別項症から第3項症の方

②の1 身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人が、郵便により自宅で投票することができる制度です。

① 指定病院などで行う不在者投票
都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院入所されている方が、その施設の「不在者投票管理者」のもとで投票することが可能な制度です。

選挙の投票には、次のような制度がありますので、ご利用ください。